

## 埼玉県建築工事写真作成要領

制定	昭和59年	4月1日
改定	昭和62年	4月1日
改定	平成3年	10月1日
改定	平成8年	5月1日
改定	平成11年	4月1日
改定	平成18年	4月1日
改定	平成19年	4月1日
改定	平成23年	4月1日
改定	平成26年	4月1日
改定	平成29年	4月1日
改定	平成31年	4月1日

### 1章 一般事項

1.1 目	的	この要領は、埼玉県の発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する工事（以下「工事」という。）について、設計図書に基づく施工の記録及び完成写真の作成のために必要な事項を定める。ただし、電子納品対象工事については、本要領及び発注者が指定する「埼玉県電子納品運用ガイドライン」等に則り電子成果品を作成する。
1.2 写 真 分 類		写真は、工事写真及び完成写真とする。

### 2章 工事写真

2.1 工 事 写 真		工事写真とは、工事着工前及び工事施工中の写真をいう。
2.2 撮 影 の 内 容		(a) 写真は、施工が適正であることを証明し、内容が明確に確認又は判定できるものでなければならない。 (b) 主として、工事の不可視部分及び施工の状況を撮影するものとし、別表1～3を標準とする。
2.3 撮 影 の 要 領		(a) 写真は、小黑板等を用い、工事名、工種又は使用材料、撮影対象の箇所、寸法、略図等を記入し、必要に応じてテープ、箱尺等を使用して撮影する。 (b) 建築、電気、機械等の関連工事を含む施工箇所の撮影は、各工事の完了した時点及び関連工事の完了した時点とする。 (c) 使用材料の品質（商品ラベル、JIS及びJAS認定マーク等）、施工状況（工法）、出来形等が確認出来るよう撮影する。 (d) 必要に応じてストロボ等を使用する。 (e) 小黑板等の判読が困難となる場合又は撮影スペースが狭い等の理由により小黑板等を写し込むことが困難な場合は、必要事項を記入し、写真に添付する。

2.4

写真の編集等

撮影した写真は信ぴょう性を考慮し、編集は認めない。また、小黑板等を電子データとして写真に合成することについても同様の扱いとする。ただし、別紙1『デジタル工事写真の小黑板情報電子化について』に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

2.5

写真の種類

フィルムは原則として35mmのカラーフィルムを使用し、写真の大きさはサービス版程度とする。ただし、デジタルカメラを使用する場合は、撮像素子の総画素数が130万画素程度のものを使用し、撮影画像サイズは、1280×960ピクセルを指標とする。

2.6

写真の枚数

- (a) 枚数は、別表1～3を標準とする。なお、枚数欄の「適宜」とは、撮影の目的を達するために必要な枚数とする。
- (b) 工事の規模、内容等により、監督員と協議のうえ、枚数を増減することができる。

2.7

写真の整理及び提出

- (a) 写真は、撮影後速やかに作成し、内容説明等をつけて、工程順（工事種目別）に写真帳に整理のうえ監督員に1部提出し、確認を受ける。
- (b) 写真帳の大きさはA4判程度とする。
- (c) 写真帳の表紙は図2.1による。
- (d) デジタルカメラで作成したものについては、プリンターはフルカラー600dpi以上とし、インク・用紙等は通常条件のもとで少なくとも3年間程度は顕著な劣化が生じないものとする。なお、記録画像ファイル形式はJPEG形式を標準とし、必要に応じて圧縮率、撮影モード等も監督員と協議して決める。

平成	年度	No. ○	(全○冊)					
工 事 写 真 帳								
工 事 名	○	○	○	○	○ ○ 工 事 写 真 帳  平 成  年 度			
工事場所	○	○	○	○				
工 期	自	平成	年	月				日
	至	平成	年	月				日
受注者名	○	○	○	○				
(表 紙)								
(背)								

図2.1 工事写真帳

2.8

その他

工事写真は撮り直しが難しいため、原則として前工程の工事写真提出後、次の工程に進む。

### 3章 完成写真

3.1	完 成 写 真	完成写真とは、建築物及び設備の全景又は代表部分を工事完成（施工完了）後に撮影した写真をいう。
3.2	撮 影 者	完成写真の撮影者は特記による。ただし、特記のない場合は写真の撮影について十分な経験を有するものとし、監督員の承諾する撮影者とする。
3.3	撮 影 箇 所 等	撮影箇所、枚数及び撮影方法等は、別表4を標準とする。
3.4	撮 影 の 時 期	撮影の時期は、監督員と協議する。
3.5	撮 影 の 要 領	(a) 撮影アングル及びカメラの種類は、監督員と協議する。 (b) 60mm×90mm以上のフィルムを使用するカメラは、あおりのきくものを用いる。
3.6	写 真 の 種 類	写真は原則としてカラーとし、大きさは特記による。ただし、特記のない場合は監督員の指示による。
3.7	写 真 の 整 理	(a) 写真帳の大きさは、特記による。ただし、特記のない場合は、監督員の指示による。 (b) 表紙は、図2.1に準じる。なお、撮影を撮影業者が行った場合は、撮影者名を表紙に記載する。 (c) カラーライドは、ライド用フィルムを使用し、表紙は、(b)に準じる。
3.8	提 出 時 期	(a) 完成写真は、工事完了後速やかに作成編集して、監督員に1部提出し、確認を受ける。 (b) パネル入り（外部全景）完成写真及びカラーライドは特記により提出する。

### 4章 フィルム

4.1	フ ィ ル ム の 保 管	撮影したフィルム又は電子データは、特記がなければ撮影業者又は受注者が保管する。
-----	---------------	---

#### 附 則

この要領は、昭和59年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、昭和62年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成3年10月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成8年5月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

## デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

### 1 目的

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信ぴょう性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化及び工事写真の改ざん防止を図るものである。

### 2 デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に係る費用

デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に係る費用は、現場管理費に含まれるものとする。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に係る費用とは、小黑板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア及びチェックシステム（信ぴょう性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費並びに電算使用料等を指す。

### 3 小黑板情報電子化の実施

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受注者が小黑板情報電子化を実施する旨を申し出、監督員の承諾を得たうえで以下の(1)から(4)のすべてを実施することとする。

#### (1) 対象機器の導入

ア 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、埼玉県建築工事写真作成要領（以下、「写真作成要領」という。）「2.3 撮影の要領（a）」に示す項目の電子的記入ができることかつ信ぴょう性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信ぴょう性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<http://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、使用機器について提示するものとする。

※ 使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

イ 使用機器の選定は受注者が行うものとする。また、監督員に対し、工事着手前に、選定した使用機器について提示するものとする。

#### (2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

ア 受注者は、(1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。

イ 小黑板情報の電子的記入を行う項目は写真作成要領「2.3 撮影の要領（a）」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

### (3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

工事写真の取扱いは写真作成要領に準ずる。ただし、(2)に示す小黑板情報の電子的記入については、写真作成要領「2.4 写真の編集等」で規定されている写真の編集には該当しない。

### (4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

ア 受注者は、(2)に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。

イ 納品時に、受注者は URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信ぴょう性チェックツール）又はチェックシステム（信ぴょう性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信ぴょう性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

なお、提出された信ぴょう性確認の結果を、監督員が確認することがある。